

平成18年度日高川町

敬老会



美空ひばり・杉良太郎 そっくりさん歌謡ショー

日時 9月16日（土）午後1時～

場所 川辺西小学校体育館

◇式典の部

◇演芸の部

歌謡ショー

◆美空ひばりそっくりさん

◆杉良太郎そっくりさん

アトラクション

唄と舞踊の共演・器楽演奏

琴演奏・舞踊・三味線・コーラス



◎ 役員紹介 ◎

7月6日に町老人クラブ連合会理事会が開かれ、次のとおり役員が替わりました。

町老人クラブ連合会（敬称略）

副会長 前田 米藏（上田原）
監事 上杉 泰一郎（船津）

和歌山県身体障害者相談員に、日高川町から次の3名の方が決まりました。

和歌山県身体障害者相談員（敬称略）

谷口 彰（姉子）
津村 正躬（和佐）
玉置 彰（愛川）

（任期：平成18年4月1日～平成20年3月31日）

長寿 おめでとうございます!

← (敬称略)

今年の敬老の日は9月18日です。めでたく、99歳（満）になられた方々をご紹介します。

睦又 義助（千津川）
玉置 千代子（若野）
鈴木 ヨシ（船津）
谷 オキヨ（上越方）
児玉 マサヨ（皆瀬）

明治40年生まれのみなさんです。

医療機関における婦人科検診について

4月号広報でもお知らせしましたとおり、子宮がん検診、乳がん検診を医療機関で受診希望の方は、本年4月から受診券を発行していますが受診券を持たずに受診される方が見受けられます。

必ず保健福祉課または、中津支所、美山支所へ申し出て受診券をご持参の上受診して下さい。受診券を持たずに受診に行かれても医療機関で受付はできませんのでご注意下さい。

また、集団健診で婦人科検診を受けられた方については受診券の発行はできません。



お問い合わせ

本庁保健福祉課

☎22-9041

中津支所住民福祉課

☎54-0324

美山支所住民福祉課

☎56-0394

— 和歌山県子どもの人権専門委員会 —

10月4日(水)から6日(金)まで



「子どもの人権」110番を開設!

午前 9:00 から午後 5:15 まで
無料で電話相談に応じています。

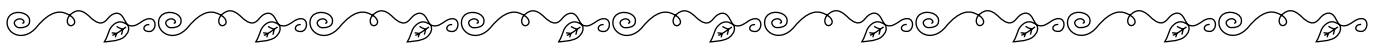
**秘密は
守られます。**

☎0570-070-110
(全国共通ナビダイヤル)

☎073-425-2704
(和歌山地方務局人権擁護委員室内)

～相談内容等～

- ①いじめ、体罰、登校拒否、子どもの虐待など、子どもの人権にかかわるすべての問題について、子どもの人権専門委員が電話相談に応じます。
- ②子どもの人権専門委員と直接会って相談することもできます。
- ③10月7日以降も、月曜日から金曜日(祝日は除く。午前8:30～午後5:15)まで同じ電話番号で相談に応じます(休日及び夜間は留守番電話になります。)



平成18年10月から老人医療保健の自己負担限度額等が引き上げられます

平成18年10月1日から一定以上所得がある方の窓口での負担割合と自己負担限度額が引き上げられます。(下表)

また、平成18年4月1日から入院時の食事負担が、1日単位から1食単位に変更されています。()内は改正前の額です。

お問い合わせ先

本 庁	保健福祉課	☎22-9041
中津支所	住民福祉課	☎54-0324
美山支所	住民福祉課	☎56-0394

●一部負担限度額適用・食事の標準負担額減額適用表

区 分	医療費の自己負担限度額	自己負担額の限度額適用		食事の標準負担額
		外 来	外 来 + 入 院	
一定以上の所得のある方	3割 (2割)	44,400円 (40,200円)	80,100円 (72,300円) (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12ヶ月間に世帯単位の自己負担額限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)	1食 260円
一 般		12,000円	44,400円 (40,200円)	
低所得者	II	8,000円	24,600円	1食 210円
	I		15,000円	1食 160円 90日以上
	1割			1食 100円

〈参考〉所得による負担区分基準

負担区分	所得基準の内容
一定以上の所得のある方	70歳以上の人および老人保健で医療を受けている人のうち、1人でも課税所得が145万円以上の方が同一世帯にいる方。 ※ただし、年収が2人以上世帯で520万円未満、1人世帯で383万円未満の方は届け出れば「一般」の区分となります。
一 般	一定以上の所得がある方及び低所得者のどちらにも属さない方。
低所得者	II 世帯全員が住民税非課税である方。
	I 世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の各所得が必要経費、控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。